

第7回 東京屋外広告コンクール

ご 案 内



屋外広告物は、街の中にあって人々と企業を結び、街に潤いや明るさ、夢、楽しさ等を提供しておりますが、近年、経済社会の成熟化や都市機能の進展する中で、都市景観の構成要素である屋外広告物に対する景観への関心は、年々高まっております。

当協会では、このような背景の下、屋外広告活動の適正な促進を図るとともに、首都東京の美しい景観を創出し、生活者に好感を与える役割を果たすことが肝要であると存じます。

つきましては、平成10年に東京都から引き継ぎ、回を重ねる毎にご好評を頂き、定着いたしました第7回東京屋外広告コンクールを応募要領のとおり開催いたします。首都東京の権威あるコンクールとして、景観形成に寄与する質の高い優れた作品を募集いたしますので、奮ってご応募下さいますようお願い申し上げます。



主催	社団法人東京屋外広告協会
後援	東京都
	東京商工会議所
協賛	東京屋外広告美術協同組合
	関東ネオン業協同組合
	社団法人東京バス協会
	関東交通広告協議会
	東電柱広告組合

新しいだけが能ではない

古いものと新しいものとの出会い。そこから生まれる新しいかたち。
ローヤルカラーは価値あるものづくりを通して常に進化し続けます。



〒171-0051 東京都豊島区長崎1-10-8 TEL:03-3973-1641 <http://www.loyalcolor.co.jp/>



◎応募要領

1. 募集部門

- 第1部 建築物の屋上に設置された屋外広告物
- 第2部 上記以外の屋外広告物（壁面、突き出し、柱類、建植、交通広告〔車内等を除く〕等）
- 第3部 街並みを構成する屋外広告物
- 第4部 車体利用広告
（但し、作品は都内に平成21年1月1日から平成22年12月31日までに設置されたもの）

2. 応募者の資格

- (1) 広告主の自薦
- (2) 媒体社、代理店、制作会社等の推薦

3. 応募の方法

- 応募申込書に所定事項を記入の上、次に掲げる資料を添付して提出する。
- (1) 六つ切り判（20.3 cm×24.5 cm）カラー写真（原則コピーは受け付けません。）
 - (2) 点滅のあるものについては、ビデオ、DVD等
 - ① 建築物及び周囲の景観と屋外広告物との状況の分かるもの。
 - ② 夜間照明を設置してあるものについては、昼景・夜景ともに提出する。
 - ③ 簡単なセールスポイント
 - (3) 応募申込書は当協会ホームページ（<http://www.toaa.or.jp/>）からダウンロードできます。

4. 募集期間

平成22年12月1日（水）～平成23年1月14日（金）

5. 審査基準

- (1) 建築物及び周囲の景観と調和がとれているもの
- (2) デザインが優れ、人々に親しみを感じさせるもの
- (3) 関係法令に適合しているもの

6. 表彰

- (1) 東京都知事賞
 - (2) 東京商工会議所会頭賞
 - (3) 社団法人東京屋外広告協会会長賞
- 部門毎に入賞作品の広告主、デザイナー、製作者を表彰します。

審査は平成23年2月上旬、入選発表は2月下旬（入選者にお知らせします。）、表彰式は3月上旬の予定です。

7. その他

- (1) 応募書類等は、お返しいたしませんのでご了承ください。
- (2) 写真等の応募資料の著作権はその著作者に留保されますが、応募にあたり資料を刊行物、展示会等に発表する権利を主催者に付与して頂きます。
- (3) 東京都屋外広告物条例第8条の規定に該当する広告物については申請書に許可番号をご記入ください。なお、入賞作品については、許可書（写し）をご提出していただく場合もありますのでご承知願います。



（写真はいずれも第6回受賞作品）

《申込及びお問い合わせ先》

社団法人東京屋外広告協会

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2

東京商工会議所ビル7階

TEL 03-3213-1963 FAX 03-3212-3718

T
pe
ple
W
N

人×街 = ☺

良い商品・良い仕事でお客さまと
地域社会のお役に立ちたい。

電柱広告・総合広告・図面情報

東電広告株式会社

〒150-0045 渋谷区神泉町22-2
Tel. 03-6371-8111 (代表)
<http://www.todenkokoku.co.jp>

理事会報告

去る10月1日(金)午後3時より、東京商工会議所特別会議室Bにおいて平成22年度第2回理事会が開かれた。

当日は、井上会長が所用のため、廣邊副会長が開会挨拶を行い、議長に選任されて、議事に入った。議事録署名人には神田橋 治氏と稲川一氏が選ばれた。

議件① 東京屋外広告コンクールの開催について

議長の指名により事務局から資料に基づき、第7回東京屋外広告コンクールの実施について説明が行われた。

作品募集は平成22年12月1日(水)～平成23年1月14日(金)とし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までに都内に設置されたもの。募集作品のジャンルは第1部 建物の屋上に設置された広告物、第2部 第1部以外の屋外広告物(壁面、突き出し、建植、柱類、交通広告[車内を除く]等)、第3部 街並みを構成する屋外広告物、第4部 車体利用広告とする等の説明があった。その後、議長から一同に諮られたところ異議なく、原案どおり承認された。

議件② 平成23年広告界合同年賀会への参加決議と新春懇親会の開催取り止めについて

事務局から資料に基づき、広告関係29団体の共催により来る1月5日(水)午後3時30分から帝国ホテル2階の「孔雀の間」で開催される平成23年広告界合同年賀会に当協会も例年通り参加し、独自の新春懇親会は今回も取り止めにしたいとの提案が行われた。議長から一同に諮られたところ異議なく、承認された。

なお、合同年賀会の内容は司会が増田

みのり氏、鏡開き、あいさつ・乾杯の後、懇親会となり、アトラクションとして江戸囃子「鼓太郎」が予定されている。参加費は1名9,000円で、案内状は10月中に発送された。

議件③ 公益法人移行申請について

当協会の公益法人移行申請について、事務局から総会後の動きについて詳しい説明が行われた。概略は次の通り。

6月中に申請書類を整え、電子申請を行う段階になって、東京都生活文化局から書類の事前チェックの連絡があり、必要書類を提出したところ、いくつかの質問・修正事項とともに、「車体利用広告のデザイン審査」に関し、東京都都市整備局との間で交わされた協定書・契約書・覚書等が必要であるとの指摘がなされた。

この問題に対応する必要が生じたため、いま暫く時間が必要になる。

これらの経過説明について議長から一同に諮られたところ異議なく、了承された。

報告① 事業委員会報告

中山事業委員長より、10月6日開催の見学会、ならびに11月25日開催予定のセミナーについて報告があり、一同これを了承した。

報告② 今後の予定等

事務局から次回の理事会、総会等のスケジュールについて報告がなされ、一同これを了承した。

最後に滝副会長が開会の挨拶を行い、理事会を終了した。

新三越カード会員募集中

エム カード
三越 M CARD
エム カード ゴールド
三越 M CARD GOLD



新三越カードお問い合わせセンター ☎0120-48-3254
受付時間:午前10時～午後6時



MITSUKOSHI

良いデザインのために…可能性と制約

株式会社クリエイティブオリコム

クリエイティブディレクター・プロデューサー

国井 東

私は建築物が好きなので、新しい建築物や構造物ができるようになるべく足を運ぶようにしています。そしてその建築物の中で「人」が活動することを前提とするものであれば、いくつかの要素に注意して観察しています。それは「見えない要素」すなわち「空気」と「時間」です。空気といっても空気そのものではなくいわゆる「空気の流れ」のことなのです。

一見すばらしい空間なのに変に息苦しいとか澁んだ印象を感じる場合があります。

それはおそらくその空間の空気の流れが整えられていないからかもしれません。そして「時間」、一日のうちどの時間がその建築の外観や内部空間を最も美しく見せるか？という要素です。その建築物や構造物に丸一日いることができれば、その建物の「美しい時間」を見つけ出すことができるでしょう。ただ単に設計図面による「形」＝静の美しさだけでなく、そこで活動するという動の美しさも大切だと考えています。

翻ってデザインの話。デザイン、特に広告表現は「見える」ということをその基本前提に置いています。ターゲットである生活者が「見た」ときにどう見えるか、どう感じるか、どう伝わるかがポイントとなります。その前にその広告表現物の存在に気づいて見てもらう必要がありますが…。

デザインとはこれらのポイントを押さえながらいかに効率よく大きく注意を獲得するか、という行為に他なりません。目立つこと、綺麗であること、魅力的であること、忘れられないことなどなど…いくつかの要素を高い次元で整合させたものが広告表現であり、それらの表現がお互いに鎬を削りあって大声で主張しあっているのがTVや雑誌、新聞などのメディアであると言っても良いでしょう。

屋外広告の場合、今まではシンプルな平面表現が主流でした。これからはデジタルサインエージに代表されるような表現の自由度の拡大と情報量の増加が可能となるでしょう。そ

人が通う。こころが、かよい合う。

交通メディアのトータルプランニング

advertising agency

SHUNKOSHA

株式会社 春光社

〒104-0031 東京都中央区京橋2-4-12 京橋第一生命ビル5F TEL.03-3272-1941(代) FAX.03-3272-1949

のような状況中で、今後は視覚以外の感覚に訴えかけることを考慮したデザインという方向性もとる事が出来るようになり、その可能性も大きく広がっていくと思います。

- ◆香りや匂い、そしてその流れを考慮した嗅覚に訴えかけるデザイン
- ◆手触りや肌触り、質感など感覚にアピールするようなデザイン
- ◆声や音、あるいはノイズキャンセリング技術を活用した騒音の中でも静かに届く、聴覚に訴えるデザイン

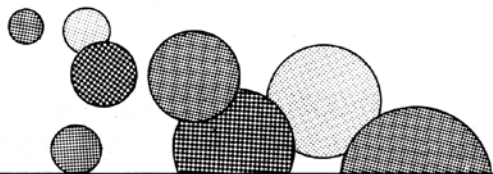
これらの可能性は既にいくつかの実例が存在しますが、これからもっと多くなっていくと思っています。ただ単にテレビ画面が大きくなって街頭に存在する、と言うものではなく、コミュニケーションの新しい形態としての屋外広告を考える時期に来ているのではないのでしょうか。そしてデザインを行うときには、その表現物が置かれる環境に対しても考えをめぐらせる必要があります。目立つだけでなく、その表現物が存在する環境にも良い影響を与えられる。そんな表現がこれから必要とされるのではないのでしょうか。また、掲出時間という概念も変わっていくでしょう。一日中同じ表

現が掲出されているのではなく、その時間その時間ごとに最適な表現、メッセージを提供していく。時間という概念もデザインを行う場合に考慮すべき項目として存在を大きくしていくと思っています。

表現の可能性が大きく開かれることと、考慮すべき制約・課題が存在すること。より良いデザインのためにはそれが必要なのかもしれない。



**地域コミュニケーションは、
良質なメディアで。**



・電柱広告・交通広告・屋外広告・広告企画

株式会社
広告代理店 **東 広**

本 社 〒104-0045 東京都中央区築地1-12-22 コソフビル5階
Tel. 03(3546)1050(代) FAX. 03(3546)1060

町田支社 〒194-0021 東京都町田市中町3-14-11 ステージ中町
Tel. 0427(28)1235(代) FAX. 0427(22)6915

埼玉営業所 〒333-0802 埼玉県川口市戸塚東1-27-24 グリーンピア
Tel. 048(295)6211(代) FAX. 048(295)4834

「せたがやの風景づくり」の紹介（抜粋）

風景と風景づくり

風景とは、人々の営みが映し出されたものであり、そこでの営みの主体となる市民が理解し共有することのできる一つの姿です。

風景は、世代交代や社会状況の変化とともに少しずつ変化していきます。しかし、その変化は実は見えないルールで守られています。このように、代々人々が受け継いできた、ごく普通に分かり合える街の作法を受け継ぎ、発展させていくことが風景づくりです。

世田谷における風景づくりとは、地域の個性あふれる世田谷らしい風景を守り、育て、つくることです。

世田谷区風景づくり条例

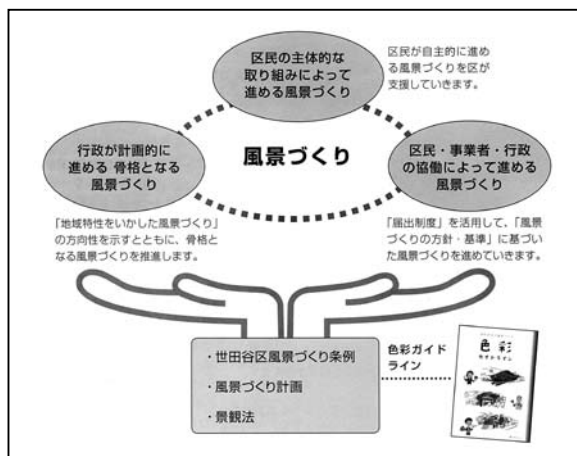
世田谷では昭和55年の都市美委員会の発足から、区民と共に公共施設づくりを考えたり、勉強会を行ったりしながら、アイデアを出し合い一步一步まちづくりを進めてきました。

風景づくり条例は、それまで積み上げてきたまちづくりの経験を踏まえ、市民自治の精神のもと、平成11年3月に制定されました。本条例では、地域の魅力や豊かさを、住民自身が共有するプロセスを重視し、地域の風景のあるべき方向や将来像を構築していくことを風景づくりの第一歩としていることが特徴です。区民の自由な発想と活動から取り組む風景づくりを推進していきます。

一方、景観に対する社会的な関心の高まりを受け平成16年に景観法が制定され、地方自治体が法に基づき地域それぞれで良好な景観形成を進められるようになりました。世田谷区ではこれまでの取り組みを更に進めていくため、平成19年12月に東京都の市区町村では初の景観行政団体（景観法による景観行政を担う主体）となり、平成20年4月には景観法を活用していくため「世田谷区風景づくり条例」および「風景づくり計画」を施行しました。

風景づくり制度

風景は、様々な人々の生活の積み重ねによってつくられるものです。したがって風景づくりを行う際には、区民、事業者及び行政といった風景づくりに関わる各主体が意識を持ち、協働して取り組んでいきます。



あらゆるニーズに応えます。

都営交通広告会

お問い合わせは

〒104-0031 東京都中央区京橋2-4-12 京橋第一生命ビル5F
株式会社 春光社内
TEL 03-3272-1941(代) FAX 03-3272-1949

風景づくりを進めるために、世田谷区風景づくり条例や風景づくり計画、また景観法の制度を活用します。

条例では、住民の風景づくり活動を活性化するための制度があります。これらの制度は、地域の風景の魅力や豊かさを住民が共有し、あるべき方向を思い描き行動へつなげることを風景づくりの第一歩としていることが特徴です。

風景づくり計画では、法第8条に基づく景観計画として定めるものと、条例と法を有効に活用しながら風景づくりを進めるための具体的な方法をまとめています。この計画を定め、風景づくりの方向性を明らかにすることで、風景づくりを進める上で不可欠である事業者の理解を促し、事業者と協働した風景づくりが行いやすくなります。

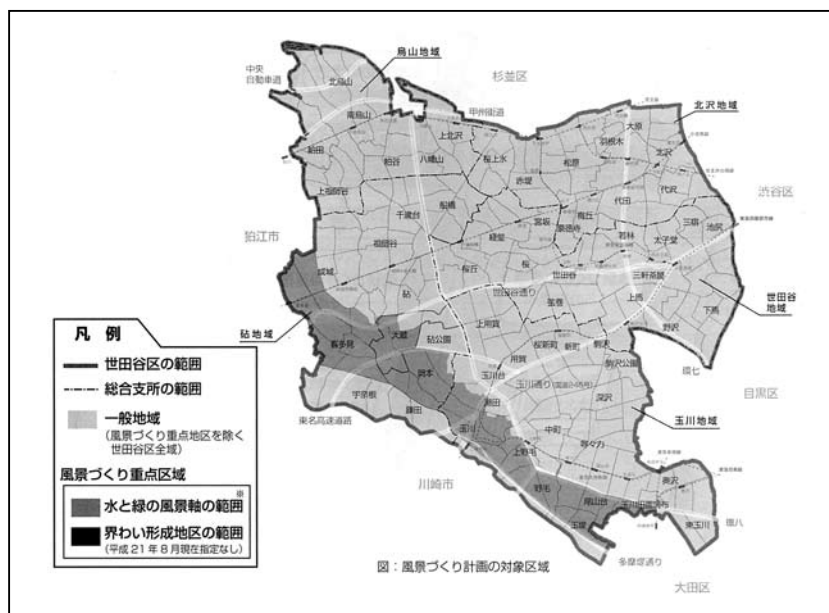
法の制度には、事業者と協働して実際の建設行為を地域の魅力を高めるものとなるように進めるための届出制度があります。また、法に規定する景観重要建造物や景観重要公共施設等を、骨格となる風景づくりの制度として活用することで、風景づくりの更なる進展が期待できます。

地域特性を活かした風景づくり

【区域と進め方】

風景づくり計画の対象区域（景観計画区域）は世田谷区全域です。

その中でさらに区域を、「風景づくり重点区域」と「一般区域」に定めます。「風景づくり重点区域」は現在、国分寺崖線とその周辺を指定した「水と緑の風景軸」があります。



私たちにご要望をお聞かせください。

- デジタル出力/制作
 - レーザープリント
 - インクジェット (各種)
- パネル・ラミネート加工 他
 - ドライマウント・ゲータフォーム・アクリル圧着 他
 - UVカットラミネート・硬質ラミネート 他
 - フロアグラフィック (床敷き用)
 - 人工着色 その他写真加工
- 写真に関連する企画・デザイン・各種施工

エフ アイ ピー 株式会社

〒141-0031 品川区西五反田3-6-30
 富士フィルム五反田ビル
 tel:03-5745-2280 fax:03-5487-0280

平成22年3月に株式会社 日発アイ・ピーは社名変更致しました。

区民と事業者及び区との協働によって進める風景づくり

【景観計画区域内の行為届出について】

区内には多くの人々が住み、その暮らしや営みが蓄積されて魅力ある風景が形成されています。それらの風景を保全し、また新たに創り出しながら、地域の個性や価値を高めていくことが「風景づくり」です。そのためには、建主や事業者の方がこれから建設行為などを行う場所やその近辺のまちの魅力をとらえ、それらの魅力を活かして風景づくりに取り組む必要があります。

下記の行為については区に届出が必要となります。設計にあたっては、景観法第8条第3項第2号による規制又は措置の基準として示した「風景づくりの基準」に沿った計画とすることが必要となります。

「届出の流れ」

現地の状況を知る ⇒ 近隣の方とのコミュニケーション ⇒ 専門家を交えた事前調整
⇒届出書の提出 ⇒ 建築・行為の着手 ⇒ 完了

●届出対象行為

行 為	規模または内容	
	一般地域	水と緑の風景軸
建築物や工作物の新築や、増改築、外観の変更など	建築物は延べ面積が3,000㎡以上又は見かけの高さが30m以上のもの。 工作物は敷地面積が3,000㎡以上又は見かけの高さが60m以上のもの。	建築物は延べ面積が500㎡以上又は見かけの高さが10m以上のもの。 工作物は敷地面積が1,000㎡以上又は見かけの高さが10m以上のもの。
開発行為や土地の形質の変更	区域の面積が3,000㎡以上のもの。	区域の面積が500㎡以上のもの。
木竹の伐採	樹林地の面積が1,000㎡以上のもの。	樹林地の面積が1,000㎡以上のもの。 ただし、高さ10m以上の樹木（竹を除く。）はすべて。
屋外における物件の堆積	区域の面積が3,000㎡以上のもの。	区域の面積が500㎡以上のもの。

届出先：世田谷区役所 都市整備部地域整備課

(世田谷区世田谷4-21-27)

電 話 03-5432-2039

FAX 03-5432-3043

高画質、高品質、鮮明なビジュアルなら・・・

ROBERTLAMCOLOR[®]
PHOTOBITION
Japan - HongKong

フォトビション ジャパン株式会社

〒136-0082 東京都江東区新木場1-6-26
Tel: 03-3522-6750 Fax: 03-3522-6755

デジタルサイネージ・セミナー開催のお知らせ

主催 社団法人 東京屋外広告協会
事業委員会

最近、広告業界において「デジタルサイネージ」が話題になっております。「電子看板」と訳されることもあります。ビル壁面の巨大ディスプレイ、広告用動画ディスプレイなど、屋外や交通機関、公共施設、店頭と、街のあらゆる場所で見られるようになって来ました。

この「デジタルサイネージ」の可能性について皆様の注目が集まっておりますので、標記セミナーを下記のとおり開催することになりました。

折角の機会でございますので、多数ご参加くださいますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時 平成 22 年 11 月 25 日 (木) 14:00 ~ 16:00
2. 会 場 東京商工会議所 402・403 会議室 (東商ビル 4 階)
3. 内 容 「これだけは知っておきたいデジタルサイネージ概要」
 - ・そもそもデジタルサイネージとは
 - ・デジタルサイネージ市場 市場の伸び予想
 - ・様々な場所に広がるデジタルサイネージ
 - ・デジタルサイネージの表示装置のしくみ
 - ・広告メディアとしてのデジタルサイネージの特性・強み
 - ・デジタルサイネージ現状のポイント 他
4. 講 師 デジタルサイネージコンソーシアム理事
株式会社オリコム メディア推進室
メディア・チーフディレクター 吉田勝広氏
5. 参加費 無 料
6. 募集人数 60 名 (定員となり次第締切りとさせていただきます。)
7. 申込手続き 下記事務局までお電話でお申し込みください。申込書をお送り申し上げますので、ご記入の上、ご返送願います。

(社) 東京屋外広告協会 電話 03-3213-1963

企画からデザイン・撮影・施工まで、あらゆる
ビジュアルニーズに応える総合コマーシャルラボ。

デジタルの美しさを、人へ、街へ。

- 銀塩写真、インクジェット出力ともにデジタル対応
- 屋外広告やバス/地下鉄のラッピングなど幅広く対応

IGG 株式会社 ラボ・銀座
東京都中央区日本橋箱崎町20-13
TEL. 03-5614-4440 〒103-0015

～会員リレーコーナー～ 『私の趣味（暇つぶし）』

株式会社エーजी

代表取締役 山本 孝一



環境問題、とりわけ地球温暖化が叫ばれて久しいですが、新宿・落合の我が家にも猫の額程度の庭ですが、様々な異変が起きています。この世に生を受けてから引っ越しを一度も経験して

おりませんので、鍵一つのマンション生活には非常に憧れがあるのですが、どうも土に直に接していないと落ち着きません。そんな訳で休日の暇つぶしとして雑草取りや植木の剪定、はたまた害虫駆除等に勤しんでおります。従来は一年を通して季節感を感じられたのですが、特に今年はどうも何かが変です。正月の慌ただしさがすぎ、梅の花が咲き鶯の声（姿を確認した事はありません）を聞き、桜、水仙、フリージア、木瓜、芝桜、つつじ、紫陽花、夏には茗荷、山椒、あした葉と酒のつまみのお供を収穫し、一本だけのもみじの紅葉を楽しみ山茶花、椿等、植物だけでも目を楽しませてくれているのですが、私と同年齢位の近所でも評判だった八重桜の木が今年枯れてしまいました。又、昭和38年から大体毎年梅酒を作っている梅の木も何故か実が7～8個しか生りませんでした。通常はバケツ3～4杯はとれるのですが。猛暑のせいか、

蝉は殻から出られないものが数匹、地面が濡れる程たかっているアブラムシもゼロ、アメリカシロヒトリも発生しませんでした。9月の中旬を過ぎてもアゲハ蝶が山椒やミカンの木に卵を産み、幼虫が葉を忙しく食んでおります。

庭の片隅に何年経っても上達しないゴルフの練習の為に、高麗芝を植えてアプローチ名人を目指すものの、見事に枯れてベアグラウンドからの脱出練習場となってしまいました。毎日、朝早くからカラス、ヒヨドリ等の野鳥の声で目覚めますが、彼らの落し物から放っておくと、色々な草花が力強く生えてきます。昔は百科事典・図鑑等で調べたものですが、今は20～30%しか使いこなせない私でも出来るインターネットで数分有れば正体が掴めますので、育てるべきか、始末するか簡単に判別出来るようになりました。平均気温が上昇しているとの事で、今年の異変が繰り返されぬ様祈るばかりですが、ストレス解消と一瞬の心の癒しの為に日本の四季が何より大切な気がします。私にとっては、季節の移り変わりと共に旬を味わう事が楽しむの一つです。草木もそうですが、野菜・魚に至るまで是非とも季節感の味わえる環境になる事を切に願うばかりです。勿論、おいしいお酒をいただく為ですが…。

超大型印刷

キングプリンティング株式会社

東京支社 〒105-0003 東京都港区西新橋1-5-8 西新橋一丁目川手ビル4F ☎03(3503)6700

オフセット最大1.3×2m
インクジェット最大5m幅

KING PRINTING
The Visual Communication Company

www.kingprinting.co.jp

法律相談コーナー

「経営合理化に関連する労働問題」〔第4回〕

回答者 弁護士 片上 誠之

Q) 経営合理化に関連する労働問題について解説して下さい。

A)

(6) 早期退職優遇制度

早期退職優遇制度とは、従業員が定年前に退職する場合に退職金の上積みや加算金の支給を行うなど、自己都合で退職する場合よりも有利な条件を提示して、使用者が従業員に定年前に退職することを推奨する制度です。広く人員削減策の一環として用いられています。

早期退職優遇制度は、使用者が自己都合の退職より有利な条件を提示して従業員の退職を奨励する制度ですが、従業員は、早期退職優遇制度が適用されない場合でも、その判断で自由に退職することができます（退職の自由）。そこで、早期退職優遇制度の適用対象をどのように設計するかは、適用対象の基準が法律・労働協約等の制限、公序良俗に反するものでない限り、原則として使用者の広範な裁量に委ねられていると解されています。適用対象の具体例としては、年齢、職種、所属部署、時期などを基準として一部の従業員だけを対象とすることが考えられます。使用者からすると、特定の年齢層、職種、所属部署の従業員を減少させることができるという利点があります。

早期退職優遇制度が利用される典型的ケースとしては、定年に近く比較的給与水準の高い従業員が多数存在する場合に、

人件費を一定水準以下に抑えるために、定年に近い年齢層の従業員（たとえば、55歳以上など）に対し退職金を自己都合による退職よりも多く支払うことを提示して、退職希望者を募ることがあります。

なお、使用者が早期退職優遇制度を用いる場合に、退職されては困る重要な人材が意図に反して退職を希望することもありえます。重要な人材に退職されてしまつては、業務に悪影響が出てしまいますので、早期退職優遇制度の適用を認めるかどうかを使用者側の承認にかからしめ、使用者側が制度の適用の有無を決定することがよく行われています。このような制度設計とすると、重要な人材が早期退職を申し出たとしても、使用者側は、早期退職優遇制度の適用を拒否することが可能です。

先ほども述べましたが、従業員は早期退職優遇制度の適用を受けずとも自由に退職することができますので（早期退職優遇制度による加算金の受領などはできません。）、制度の適用の有無を会社側の承認にかからしめること自体は適法であると解されています。ただし、合理的な理由が存在しない場合に使用者が早期退職優遇制度の適用の有無を恣意的に決めることは許されない、との見解もありますので注意が必要です。

【次号に続く】

(第二東京弁護士会・丸の内富士ビル石井法律事務所所属)

的確なメディア展開により 最良のソリューションへ導きます。

屋外広告・放送広告・交通広告・デジタルサイネージ事業



長田広告株式会社 交通課 東京オフィス

〒120-0034 東京都足立区千住1丁目11番2号 カーニープレイス千住8F Tel.03-5813-3317 Fax.03-3881-8155

事業委員会主催 デジタルサイネージ見学会

見学先：富士フィルムイメージテック株式会社



デジタルサイネージに人々の関心が高まる中、当協会の事業委員会は富士フィルムイメージテック株式会社の協力を得て、同社本社の見学会を去る10月6日に開催した。当日の参加者は31名。

はじめに7階会議室に集合し、ビデオで同社の事業概要説明を受けた後、同社のデジタルサ

イネージへの取り組みについて説明を受け、その後、2班に分かれて見学が行われた。

デジタルサイネージについては、7階のロビーに展示されている、商業施設、テナントビルのエントランスでテナント情報やセール情報、周辺地図案内などが検索できる「タッチパネルエントランスシステム」や、プリント装飾と映像コンテンツを組み合わせた、イベント向け、交通広告向けの簡易設置型デジタルサイネージ「スマートピラー」など、各種機器を実際に動かして見学した。

また、1枚のポスターやチラシ原稿から動くコンテンツを作る「動画風コンテンツ」の実例を目の当たりにして、感心する人が多かった。

1階から3階にある工場エリアでは、各種のディスプレイプリント工程の見学を行った。鮮やかで美しいプリントの出来上がりに驚嘆の声が聞こえた。



SAIKOSHHA

新感覚の広告美術と優れた技術

各種照明看板 企画・設計・製作・施工

株式会社 彩光社

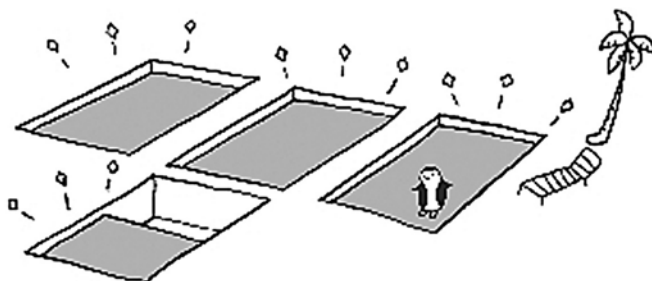
〒120-0044 東京都足立区千住緑町2-31-22 Tel. 03-3882-6011(代) Fax. 03-3879-1087
E-mail saikosya@nifty.com

金についてのABC (第一回)

世界中の金を集めてもプール3杯半

沢田直良

「はじめての金読本」作者



金のABCについて書いてほしいという依頼を頂きました。ただ、金については数回でお伝えできるものでもありません。そこで向こう3回にわたって、筆者がネット上で展開している「はじめての金読本」から、いくつかピックアップしてお届けしようと思います。第一回は金の地上在庫についてのお話です。

さて、人類が金と出会ったのがいつの頃のことかご存知でしょうか。もちろん歴史の彼方のことから正確なところは不明ですが、考古学的発掘調査から少なくとも7千年ほど前に遡ることが分かっています。膨大な時間が経過しているわけですが、それにも関わらず、これまで人類が採掘し、精製し、加工してきた金は僅かなものです。

もったいぶる積もりはありません。地上に存在する金製品をすべて集めて純金に精製し直すと、現在16万6千トンほどになります。それがどれくらいの量なのか、イメージしやすいように競泳用の50mプールに溶解して流し込んだとすると、およそ3杯半に相当します。このうち、世界各国の中央銀行が保有している金は3万トンほどです。それだけの量ですよと言っても信じない人が多いのですが、これは事実です。じつに僅かなものという他ありません。この希少性が、金のもつ価値の源泉のひとつになっていますし、世界中でその争奪戦が始まっている理由でもあります。



東京の“ど真ん中”に情報発信

東京地下鉄広告会

【事務局】

〒105-0003

東京都港区西新橋1-6-21

NBF虎ノ門ビル4階

(株)メトロアドエージェンシー

媒体本部 媒体管理局 管理部内

TEL 03-5501-7835

FAX 03-3593-6150

看板コラム (第7回)

たった1度の、フランクフルトの不思議な体験

株式会社商業界 出版教育事業第1部

部長 工藤 澄人

一昨年9月のことである。個人旅行で行ったドイツのフランクフルトで初老の紳士が我々夫婦に話しかけてきた。

私は英語を自在に操れるレベルの間人ではない。

初老の紳士は名をジョージ・グッドマン氏と言い、長嶋茂雄と同じ1936年生まれで、1969年から1972年まで神戸で仕事をしてきた経験があるという。ペンキの輸入業者の日本支社である。

しかし、それはあくまで40年近く前のことであって、今、紳士はほとんど日本語を忘れてしまっている。それでも、当たり前のごとく日本、そして日本人に対する興味は強い。

自分が人生のうちの3年間を過ごした国である。誰だって、他国で数年間暮らした経験があれば、その国に対する興味は持ち続けるだろう。よっぽど、嫌な思い出がある場合を除いて。

その彼が、現地に到着した翌日、土曜の昼下がり、街の散策に疲れ、オープンカフェでビールを一杯飲んでいて我々夫婦に声をかけてきた。

そのとき、私の頭の中でどんな感情が渦巻いたか？

「あああ、もうめんどくさいから少し話したらあちらへ行って下さいよ」

紳士は、私たちが座ったテーブル席のすぐそばにあったワイン樽のテーブルでチキンを立ち食い、オレンジジュースを立ち飲みしていたのだが、やおら私たちに近づくと、どっかと私の向かいの妻の横に腰を下ろした。

彼は、自分に日本での在住経験があることを手始めに話し始める。

日本にいたという割には、日本語は一切なし、ひたすら英語で話しかけてくる。

私は気持ちの中で、「早くお引取りを…」と思いつける。

妻は愛想はいいが、英語はほとんど話せない。紳士は我々に話し続け、席を立つ気配は一切ない。私は「早くお引取りを…」「お引取りを…」しかない。

そのうち不思議なことに、私は段々聞き直ってきて「ああめんどくさい。わかった。じゃあ一丁しゃべってやろうじゃねえか」、という気持ちになってくる。

その瞬間、確かに何か切り替わった。ただし、切り替わったのは私の英語力ではなくて、単なる「覚悟」だけである。

――。結局、ジョージ・グッドマン氏とはその日、午後の10時過ぎまで一緒におり、しま

いにはフランクフルト郊外の自宅にまで連れていってもらった。もちろん、彼の車で。

何をしに？ ただ(無料)でトイレに行かしてももらうために、である。

出会ったのが昼の12時頃で、だからグッドマン氏はチキンを食べていたのだが、私にとっては、人生において初めて、10時間以上英語で話し続けた経験であった。

彼の運転するベンツで滞在しているホテルまで送ってもらったあと、私の脳みそは本当に疲れ切っていた。

だから、たまたま一昨日読んだ月刊「文藝春秋」2010年11月号の塩野七生氏の文章＝連載 日本人への中身には非常に共感できる。

この日、私は下手くそながらも自分の持っている英単語を全部総動員して話し、聞いた。

分からない単語を話されれば聞き返し、自分が言いたい言葉の英単語を知らなくても、知っている単語を使って別な表現に置き換えて話し続けた。

お陰で、無料のフランクフルト観光ガイドを受けることができ、この街が第2次大戦時、どれだけひどい爆撃を受けたか、その生々しい事実を肌身で知った。

そして、今の日本がジョージ氏がいた頃といかに変わったか、しかし、どれだけ変わらない部分も多いか、話し続けた。

「相変わらず、日本人の旅行ガイドには、旅行先で見知らぬ人から話しかけられたら無視すること、って書かれているんだろう。他の国の人は、アジア人でも旅行先に来たら現地の人とコミュニケーションを取りたがるもんなんだが、日本人でそういう人は少ない」市内中心部のレーマー広場からメイン河畔へと歩いているときに彼はそんな話をした。

そして、「君はこわくないのか」と聞くから、私は笑いながら、「こんな半日も一緒にいて、今さら『こわい』もないだろう。第一、そっちは年寄りだから、こっちが走って逃げたら追いつけないだろ」と応えた。

そんなやり取りをしながら、「なんで、僕は無理矢理でも英語でコミュニケーションが出来るのだろう」と思ったとき、ふと周りを見渡すと、そこには私の妻以外、日本人は誰もいなかった。だから…。

(つづく)

Energy of Communication

広告もeCO時代へ。

あらゆる面から広告という情報力をプロデュースし、お客さまのニーズに合った広告戦略をご提案してまいります。

KYORITZ
ADVERTISING AGENCY

協立広告株式会社

〒160-0007 東京都新宿区荒木町13-8 協立ビル Tel:03-3355-1911 Fax:03-3355-4170 URL:http://www.kyoritz-ad.co.jp

TOAA川柳

題 紅葉・飴・みこし 他自由題

紅葉狩り私を呼ぶ声捜索隊
 かつがれたその気になった落とされた (山 下 勝)

にちにち ごと
 日日や金太郎飴の如生き
 ぶら下がり合わせて担ぐみこし哉 (吉 原 千 晃)

いろは坂見ている暇ない紅葉かな (ち ゃ あ こ)

暦では秋のはずでも紅葉なく (服 部 直 弘)

千歳飴お洒落じゃないとケーキ買う
 担ぎ手も若手は還暦村神輿 (宙)

飴と鞭飴だけ受け取りメタボです (陸 舟)

タバコ税値上がり売れる飴とガム (仁 平 正 之)

次号の題 地デジ、手当て、プレゼント、その他自由題といたします。
 お気軽にご投句ください。

締 切 平成 22 年 11 月 30 日 (火) 必着
 葉書 1 枚につき 3 句まで、枚数は制限ありません。

投 句 先 社団法人 東京屋外広告協会 川柳係
 〒100-0005 千代田区丸の内 3-2-2 東商ビル7階

INTERACTIVE COMMUNICATION

NKB INC.

人と情報は動くもの、
 だから交通広告&インターネット。

株式会社NKB

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-1-3 東京宝塚ビル9階
 TEL.03-3504-2100(代) FAX.03-3504-2101

事務局だより

◎広報委員会

日 時：平成22年9月7日（火）午後4時
 場 所：㈱春光社 会議室
 出席者：石原委員長、仲村副委員長、佐々木、
 山下各委員、事務局 片上、三須
 議 題：1. 「TOAA REPORT」11月号の編集
 について

◎東京屋外広告コンクール特別委員会

日 時：平成22年9月14日（火）午前10時30分
 場 所：東京商工会議所 110 特別会議室
 出席者：廣邊委員長、高村副委員長、滝、間宮、
 小野寺各委員、事務局 片上、三須
 議 題：1. 第7回東京屋外広告コンクールの
 実施について

◎第2回理事会

日 時：平成22年10月1日（金）午後3時
 場 所：東京商工会議所 特別会議室B
 出席者：廣邊副会長、滝副会長、古澤副会長、
 石原、小野寺、神田橋、近藤、高村、谷、中山、
 間宮、板野、稲川、那波、大村、小林、長渡、
 柳館、武藤、片上各理事、高橋監事、事務局
 三須
 議 題：1. 東京屋外広告コンクールの開催
 について
 2. 平成23年広告界合同年賀会への
 参加決議と新春懇親会の開催取
 り止めについて
 3. 公益法人移行申請について
 4. 委員会報告

◎見学会

日 時：平成22年10月6日（水）午後3時
 場 所：富士フイルムイメージテック㈱本社
 懇親会場：「秋田郷土料理 吾作」
 参加人数：31名（詳細は12頁に掲載）

（異動）

◎住所変更

㈱NKB
 〒100-0006 千代田区有楽町1-1-3
 東京宝塚ビル9階
 TEL 03-3504-2100
 FAX 03-3504-2101

◎退 会

㈱こくせん 社長 石井 一郎氏（法人）

「デジタルサイネージ」セミナー を開催致します

当協会事業委員会では現在話題になっ
 ております「デジタルサイネージ」に関
 するセミナーを開催致します。（詳細は9
 頁に掲載）

多数の皆様のご参加をお待ちしており
 ます。



<http://www.ad-nikko.co.jp>

伝えることが仕事です。

おかげさまで60周年
総合広告代理店

株式会社 日広通信社

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3ニュー麹町ビル TEL.03-3263-3521(代) FAX.03-3263-3509



サイン・ディスプレイ/POP制作
 電柱・交通広告/マスメディア
 デザイン・印刷物・販促プランの提案
 展示会トータルプロデュース
 出展ブース企画・運営